

御坊広域行政事務組合障害者活躍推進計画

機関名	御坊広域行政事務組合執行機関
任命権者	管理者 柏木征夫
計画期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日（5年間）
御坊広域行政事務組合における障害者雇用における課題	御坊広域行政事務組合においては、小規模な機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。 途中障害者として身体障害者となった職員が若干名在籍することもあるが、これまで個別に対応しており、大きな問題は生じていないところだが、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。
目標	
① 採用に関する目標	現在は達成している障害者の法定雇用率を下回らない。 ※欠員が生じた場合は、補充を行う。
② 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任する。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害者等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○基礎的環境整備として、計画期間中に障害者が利用しやすい環境に配慮した環境整備を検討する。 ○半期ごとに実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対して、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的な必要な措置を講ずる。 ○なお、措置を講じるに当たって、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用にあっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

	○時間単位の年次有給休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。